○厚生労働省告示第四百五十四号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程等の一部を改正する告示

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部改正）

第一条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改める。

（昭和五十八年労働省告示第六十二号の一部改正）

第二条　昭和五十八年労働省告示第六十二号（労働安全衛生法関係手数料令第五条の二第一項の審査のため職員を出張させる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

「又は第六号」を「、第六号又は第十三号」に改める。

（平成八年労働省告示第十三号の一部改正）

第三条　平成八年労働省告示第十三号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第二十条の三第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める件）の一部を次のように改正する。

第二号ロ中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

（インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具の一部改正）

第四条　インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具（平成二十四年厚生労働省告示第五百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「日本工業規格Ｔ八一五七」を「電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第六条」に改める。

○厚生労働省告示第四百五十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、電動ファン付き呼吸用保護具の規格を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

電動ファン付き呼吸用保護具の規格

（電動ファン付き呼吸用保護具等の種類）

第一条　電動ファン付き呼吸用保護具は、次の表の下欄に掲げる形状により、それぞれ同表の上欄に掲げる種類に区分するものとする。

種類		形状
面体形	隔離式	電動ファン、ろ過材、連結管、面体、排気弁及びしめひもからなり、かつ、ろ過材によって粉じんをろ過した清浄空気を電動ファンにより連結管を通して面体内に送気し、呼気は排気弁から外気中に排出するもの
	直結式	電動ファン、ろ過材、面体、排気弁及びしめひもからなり、かつ、ろ過材によって粉じんをろ過した清浄空気を電動ファンにより面体内に送気し、呼気は排気弁から外気中に排出するもの
ルーズフィット形	隔離式	電動ファン、ろ過材及び連結管並びにフード又はフェイスシールドからなり、かつ、ろ過材によって粉じんをろ過した清浄空気を電動ファンにより連結管を通してフード内又はフェイスシールド内に送気するもの
	直結式	電動ファン及びろ過材並びにフード又はフェイスシールドからなり、かつ、ろ過材によって粉じんをろ過した清浄空気を電動ファンによりフード内又はフェイスシールド内に送気するもの

2　電動ファン付き呼吸用保護具の面体は、次の表の下欄に掲げる形状により、それぞれ同表の上欄に掲げる種類に区分するものとする。

種類	形状
全面形	顔面全体を覆うもの
半面形	鼻及び口辺のみを覆うもの

3　電動ファン付き呼吸用保護具は、電動ファンの性能により、通常風量形と大風量形に区分するものとする。

4　電動ファン付き呼吸用保護具は、その漏れ率に係る性能により、S級、A級及びB級に区分するものとする。

5　電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材は、その性能により、PS一、PS二、PS三、PL一、PL二及びPL三に区分するものとする。

（材料）

第二条　電動ファン付き呼吸用保護具の各部に使用する材料は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一　皮膚に接触する部分については、皮膚に障害を与えないものであること。

二　ろ過材については、人体に障害を与えないものであること。

三　通常の取扱いにおいて、亀裂、変形その他の異常を生じないものであること。

（強度に係る試験）

第三条　電動ファン付き呼吸用保護具の各部は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区分	試験方法	条件
しめひも取付部分及びしめひも	（引張試験） しめひも取付部分及びしめひもごとに、全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあっては五〇ニュートン、半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあっては二五ニュートンの引張荷重をかけ、破断又は離脱の有無を調べる。	いずれも破断又は離脱しないこと。
連結管取付部分及び連結管	（引張試験） 連結管取付部分及び連結管に、面体形の電動ファン付き呼吸用保護具にあっては一〇〇ニュートン、ルーズフィット形の電動ファン付き呼吸用保護具にあっては五〇ニュートンの引張荷重をかけ、破断又は離脱の有無を調べる。	破断又は離脱しないこと。